

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第28条第1項	特定動物の飼養及び保管の変更許可	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請者は、既に盛岡市の許可を得ていること。
- (2) 前項の許可が、許可の有効期間の5年を経過していないこと。
- (3) その申請が法第28条第2項において準用する第27条第1項、法施行規則第17条及び「特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成18年環境省告示第21号）」に定める許可の基準に適合していること。

2 標準処理期間は、14日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。